

# 2

2016(平成28)年

# 広報 おおやまぎ

## 今月の主な内容

- 祝！成人式2016 P2
- いざ天王山！Jロケータンをご利用ください P3
- 「人生最期の過ごし方」シンポジウムのご案内 P3
- 税のお知らせ もうすぐ確定申告 P4
- ご存知ですか？ マイナンバーのこと P6
- 臨時福祉給付金のお知らせ P7

vol.577

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

# 成人おめでとうございます！

【1月11日曜の、成人式会場にて2ページに関連記事を掲載】





## 129人の皆さんが成人を迎えました 祝！成人式2016

1月11日の成人の日、町体育館で成人式を開催しました。今年成人を迎えたのはゆりかもめが開業したり、「Windows 95 日本語版」が発表された1995年度生まれの皆さんです。

当日は晴天に恵まれ、鮮やかな振袖やピシッと決まったスーツを着こなす新成人の皆さんの顔も晴れやか。式典の第一部では、成人としての自覚をあらたに、町長や来賓の皆さんをはじめとする人生の先輩の言葉に、真剣に耳を傾けていました。

続けて行われた第二部では、実行委員の皆さんが企画した、スライドショーの観賞や〇×ゲームを楽しみました。最後に小・中学校時代の先生からのビデオレターが再生されると、会場は昔を懐かしむ声でいっぱい。皆さんの笑顔がきらきらと輝く、素敵な成人式になりました。

問Ⅱ生涯学習課  
☎956-2101 (内235)  
※今年から個人情報に配慮し、役場での写真の販売は行いません



# 天王山！ ロゴマークをご利用ください

羽柴秀吉と明智光秀が戦った山崎合戦（天王山の戦い）に由来し、「天王山」は、こころ一番の勝負の代名詞となつていきます。そこで、何かに挑戦する人を応援する「勝負の聖地」として大山崎町をPRし、町を活性化させるために、このたび「いざ天王山」ロゴマークを作成しました。



▲左が豊臣秀吉、右が明智光秀です。

このロゴマークは、町民の皆さんをはじめ多くの方に利用いただくことを想定しています。

利用可能なロゴマーク  
○横型（基本形）



○たて型  
※この他、六角形型も用意しています  
権利の帰属  
ロゴマークの一切の権利は、

大山崎町に帰属します。

### ロゴマークの利用方法

ロゴマークは無料で利用していただけます。利用の際は、事前に町に申請をお願いします。ただし、私的利用の場合や、個人や町民団体、公共的団体がSNSやブログ、ウェブサイト等で利用する場合には、申請は不要です。

### ロゴマークの利用例

個人、団体、店舗などの▼SNS▼ブログ▼ウェブサイト▼チラシ▼ポスター▼看板▼名刺▼粗品▼広告など  
※特定の政治、宗教活動等への利用はできません

### 利用期間

許可日から2年間  
問Ⅱ政策総務課企画観光係  
(内380)

みんなで「人生の最期」のこと、考えてみませんか？

## 『人生最期の過ごし方』シンポジウムのご案内

ときⅡ2月27日(土)午後1時～  
※参加無料  
ところⅡバンビオ(長岡京市立中央生涯学習センター)  
内容Ⅱ講演 柏木哲夫先生(淀川キリスト教病院理事 長)  
共催Ⅱ(財)乙訓医師会、向日市、長岡京市、大山崎町  
問Ⅱ一般財団法人 乙訓医師会 ☎953-3914  
☎952-2343

10年後の2025年頃には団塊の世代が75歳、後期高齢者になり、その頃日本には世界のどの国も経験したことのない高齢多死時代が訪れます。乙訓医師会では以前から各専門職と連絡を取り合い対応すべく体制を整えてきましたが、もう一つ大切なことがあります。それは、皆さんご自身が自分はどこでどのように生きてい(逝きたい)のかを、日頃から家族や友人と話し合っていたり、ことです。誰もが避けられない老いと死。最期を迎える時、どうすれば自分らしく望むように過ごせるのか？ そんな事を考えるシンポジウムを開催します。

また、当日、「私の医療に対する希望(終末期になった時)」アンケートを配布します。ご自身の思いを記入し、かかりつけ医にご持参いただければ、貴重な診療情報となるでしょう。  
皆さんのご参加をお待ちしております。  
(乙訓医師会 地域医療担当理事 梅山信)



# もうすぐ 確定申告

# 税のお知らせ

問・提出先＝右京税務署  
〒615-0007 京都市右京区西院上花田町10-1 ☎311-6366（代表）  
※こちらの番号にかけて音声案内の「0」を選択すると、コールセンターにつながります。ぜひご利用ください

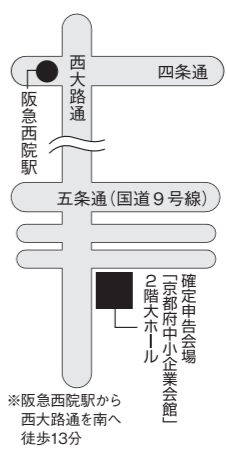
## 所得税の確定申告は2月16日火～3月15日火

となりります

### 各種会場のご案内

#### ■確定申告会場

ところⅡ京都府中小企業会館  
※中京区との合同会場となっています



※阪急西院駅から西大路通を南へ徒歩13分

開設期間Ⅱ2月3日火～3月15日火

(土日祝等を除く)午前9時～午後4時  
※申告会場の混雑状況により午後4時以前に相談を終了する場合があります。なお、作成済みの申告書等の受付、用紙の交付は5時まで行っています

※譲渡所得・贈与税は京都府中小企業会館2階大ホールの確定申告会場、相続税については右京税務署でご相談ください

※当会場での納税は不可。お近くの金融機関などをご利用ください  
※電話による問合せは不可。駐車場(有料)には限りがあるため公共交通機関でお越しください

### 年金受給者の確定申告について

次の要件いずれにも該当する場合、所得税の確定申告(提出、納税)が不要です。

- ただし、所得税の還付を受ける場合は申告書類の提出が必要です。
- ①公的年金の収入金額(2力所以上ある場合は、その合計金額)が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(給与所得など)が、20万円以下

## 町・府民税(住民税)の申告

平成28年1月1日現在、町内に在住で、次の要件いずれかに該当する方は、町・府民税の申告が必要です。  
※所得税の確定申告をする方を除く要件

- ①給与所得者で、事業所から町役場に給与支払報告書の提出がない
- ②給与所得者で、給与以外の所得がある
- ③公的年金受給者で、社会保険料控除などの所得控除を受ける
- ※公的年金収入だけの方で、確定申告

の必要のない方が町・府民税の申告で▼社会保険料控除▼扶養控除▼生命・地震保険料控除などを申告した場合、申告しない場合に比べて町・府民税額が下がる場合があります

- ①申告時の持ち物
- ②本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
- ③収入明細書(源泉徴収票、支払調書、帳簿など)
- ④社会保険料(国民年金保険料)控除

## 各保険料の納付額は、社会保険料控除の対象になります

平成27年1月～12月に納付された▼国民健康保険税▼後期高齢者医療保険料▼介護保険料が対象。なお、納付額は下記のもので確認できます。

- 口座振替をご利用の方…預金通帳
- 納付書払いの方…領収書
- 特別徴収(年金からの天引き)の方…日本年金機構、各共済組合などから送付される「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」

紛失などで納付額が分からない方は、保険証など本人確認ができるものを持参し、健康課(役場1階3、4番窓口)までお越しください。

※国民年金保険料も社会保険料控除の対象となります。詳しくは日本年金機構までお問合せください

問＝健康課保険医療係 ☎956-2101 (内127・128)  
健康課高齢介護係 (内137・149)  
日本年金機構 ☎0570-058-555 (ナビダイヤル)  
☎03-6700-1144 (IP・PHS専用)

## 医療費控除を申告する方へ

申告対象となる年の間に、あなたやあなたと生計を共にする配偶者、そのほか親族のために支払った医療費がある場合は、医療費控除として所得から差し引くことができます。

支払った医療費－保険金などで補てんされる金額－10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない方  
＝医療費控除額 (最高200万円)

書は申告できません

- ②領収書は原本が必要です
- ③領収書は、人ごと・病院ごとに分け、支払金額や補てんされる金額を計算します
- ④申告された医療費控除に、対象にならない支払がある場合は申告の対象外とします

※おむつ代については、一定の条件を満たすと医療費控除の対象になります。詳しくは17ページをご覧ください

### 《控除の対象とならないものの例》

- ①健康維持、予防のために支払った金額(インフルエンザなどの予防接種、健康診断の費用)
  - ②健康増進のための栄養ドリンクや健康補助食品
  - ③本人の希望で個室にした場合の差額ベッド代
  - ④ガソリン代、駐車料金、高速料金
- 問・提出先Ⅱ税住民課税務係 ☎956-2101 (内141・144)

《申告の注意》  
①申告の対象ではない年の日付の領収